



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 6 日 (金)
第 8 6 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の変更の届出 (125) (障がい福祉課) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (126) (経済産業総室) 2 技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (127) (雇用人材総室) 3 争議行為を行う旨の予告 (128) (〃) 4 農用地利用配分計画の認可 (129) (経営支援課) 4 土地収用法による事業の認定 (130) (県土総務課) 6 建築基準法による同一敷地とみなす特例に係る建築物の認定 (131) (中部総合事務所生活環境局) 7 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (132) (西部総合事務所福祉保健局) 8 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (133) (〃) 8 指定居宅介護支援事業者の指定 (134) (東部福祉保健事務所) 8 指定介護予防サービス事業者の指定 (135) (〃) 9 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (136) (〃) 9 土地改良区の役員の就退任 (137) (東部農林事務所) 9 生産事業者の登録の失効 (138) (〃) 10
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (9) 10

告 示

鳥取県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
株式会社ライ フライン	鳥取市行徳一 丁目103	ひふみ薬局トスク 店	鳥取市行徳一丁目 103	育成医療、更生医 療、精神通院医療	平成27年2月 18日

鳥取県告示第126号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
(ア) 駐車場の位置 7の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 変更前 2844台
変更後 3019台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 東敷地 午前6時30分から午後11時30分まで
西敷地 午前6時30分から翌午前4時まで(一部午後10時まで)
変更後 東敷地 午前6時30分から午後11時30分まで
西敷地 午前6時30分から翌午前4時まで(一部午後10時まで)
東館北 午前6時30分から午後11時30分まで
イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(ア) 出入口の数 変更前 東敷地 5か所

西敷地 5 か所
 合計10か所
 変更後 東敷地 5 か所
 西敷地 5 か所
 東館北 9 か所
 合計19か所

(イ) 位置 7 の書類に記載のとおり

- 4 変更年月日
平成27年10月18日
- 5 変更する理由
平面駐車場の分散確保により交通混雑緩和を図るため
- 6 届出年月日
平成27年 2 月17日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成27年 3 月 6 日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 日吉津村建設産業課
- 10 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第127号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1・2 略		1・2 略	
3 2に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		3 2に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
検定職種	金額	検定職種	金額

略		略	
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	5,500円	機械加工、 機械保全 、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	5,500円

鳥取県告示第128号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 賃金及び臨時・パート職員の均等待遇に関する件
- (2) 労働条件及び労働環境に関する件
- (3) セーフティマネージャーの専任配置、安全管理委員会への労働者代表の参加並びに医療事故防止のための院内体制の整備及び拡充に関する件

2 日時

平成27年3月12日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

鳥取県告示第129号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成27年3月2日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
鳥取市細見105-1 農事組合法人ラブグリーン細見	鳥取市細見、上原及び尾崎の一部

鳥取市若葉台南七丁目108-12 株式会社東部コント ラクター	鳥取市下味野、橋本及び服部の一部
鳥取市浜坂八丁目12-1 定永 幹	鳥取市岩吉の一部
米子市東福原八丁目28-8 岩田 淳	米子市安倍の一部
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
西伯郡伯耆町坂長1223-1 志直 充年	米子市榎原の一部
西伯郡南部町阿賀111 種 祐希	米子市兼久及び大袋の一部
米子市下郷407 関本 五郎	米子市尾高及び淀江町中間の一部
米子市日下330 内田 紹頭	米子市日下の一部
米子市淀江町稲吉782-1 野津 信久	米子市淀江町稲吉及び淀江町福井の一部
米子市蚊屋125 能登路 幸輝	米子市蚊屋の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市淀江町中間の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	倉吉市尾原の一部
八頭郡八頭町麻生243 農事組合法人麻生農園	八頭郡八頭町麻生及び落岩の一部
八頭郡八頭町山上267 農事組合法人やまのうえ	八頭郡八頭町山上、篠波及び上峰寺の一部
八頭郡八頭町日田768 農事組合法人日田農業生産組 合	八頭郡八頭町南及び日田の一部
八頭郡八頭町佐崎299 藤原 眞澄	八頭郡八頭町日田の一部
八頭郡八頭町船岡456-5 農事組合法人八頭船岡農 場	八頭郡八頭町塩上、下濃、下野、橋本、見槻、見槻 中、坂田、志子部、上野、水口、西谷、石田百井、 船岡、船岡殿、大江、池田、破岩、隼郡家、隼福及 び福井の一部
八頭郡八頭町見槻中415 山上 和子	八頭郡八頭町下濃及び上野の一部
八頭郡八頭町船岡908-1 池本 毅	八頭郡八頭町福井の一部
八頭郡八頭町坂田217 松本 晴二	八頭郡八頭町坂田の一部
東伯郡三朝町大字福山481-25 泉田 寿裕	東伯郡三朝町大字福山の一部
東伯郡三朝町大字福山581 小谷 和史	東伯郡三朝町大字福山の一部
東伯郡三朝町大字牧440-10 森 博行	東伯郡三朝町大字福山の一部
東伯郡北栄町北条島634 株式会社エイチアグリ	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬の一部
倉吉市新田85-1 伊東 正夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬及び大字田後の一部
東伯郡湯梨浜町大字長江947 音田 嘉則	東伯郡湯梨浜町大字水下の一部
東伯郡湯梨浜町大字田後821 山上 真治	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬及び大字田後の一部
東伯郡湯梨浜町大字宇野786 蔵本 孝広	東伯郡湯梨浜町大字光吉及び大字赤池の一部
東伯郡湯梨浜町大字藤津817 中村 弘明	東伯郡湯梨浜町大字下浅津、大字光吉、大字水下及 びはわい長瀬の一部
東伯郡北栄町東園684-14 永田 恭彦	東伯郡北栄町東園の一部
倉吉市西倉吉町136-8 白水 久則	東伯郡北栄町国坂の一部
米子市観音寺新町五丁目5-8 三木 三枝	西伯郡日吉津村大字富吉の一部
西伯郡日吉津村大字日吉津918-2 楠田 正樹	西伯郡日吉津村大字富吉の一部
西伯郡日吉津村大字富吉1039 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字日吉津の一部
西伯郡大山町安原126 諸遊 壤司	西伯郡大山町稲光の一部
西伯郡大山町末吉588 農事組合法人末吉	西伯郡大山町稲光の一部
西伯郡大山町所子207 青木 美伸	西伯郡大山町所子の一部
西伯郡大山町所子171 山根 清次	西伯郡大山町所子の一部

日野郡日南町茶屋2706 三上 浩司	日野郡日南町茶屋及び福寿実の一部
日野郡日南町阿毘縁2518-1 坪倉 勝幸	日野郡日南町阿毘縁の一部
日野郡日南町印賀2188 株式会社ファームイング	日野郡日南町印賀の一部
日野郡日南町神戸上2787-1 内田 敦郎	日野郡日南町神戸の一部
日野郡日南町福塚515 農事組合法人ファーム白谷	日野郡日南町福塚の一部
日野郡日南町神福219 浅田 昭弥	日野郡日南町神福の一部

鳥取県告示第130号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事

3 起業地

(1) 収用の部分 鳥取市国府町広西字大谷地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第18号に掲げる水道事業の用に供する施設及び同条第35号に掲げる水道事業のために欠くことができない通路に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である鳥取市は地方公共団体であり、本件事業を実施する権能を有しており、本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

現配水池は容量不足により、時間による配水量の変動を調整する余裕がないほか、火災時の消火用水としても不足しており、水道の安定供給の大きな障害となっている。

本件事業で配水池を整備することで、水道の安定供給に寄与するとともに、消火用水としても機能を発揮し、維持管理にかかる費用も軽減されるなど、地域住民の衛生及び防火環境の向上に相当程度寄与するものと考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）に定める対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとする事ができる。

なお、起業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項の規定による発掘調査を行った上

で事業を進め、調査に伴い確認された遺構及び遺物については、鳥取市教育委員会と協議を行い記録保存等の適切な措置を講じるとしている。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、地盤高84mの確保、敷地地盤の安定性、浄水場からの距離、管理用道路の施工延長、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

現配水池は昭和36年度から運用しており、漏水及び遊離石灰等の顕著な老朽化がみられるほか、既設配水池の容量230 m³は給水人口から算出する必要容量449.4 m³の半分程度に留まっている。

配水池は配水量の時間変動を調整する機能を持つとともに、異常時はその貯留量を利用して需要者への断水の影響をなくし、又は軽減する大きな役割があるが、現配水池の容量では貯留量を時間調整する余裕がなく水道の安定供給に大きな障害となっているほか、火災時の消火用水としても不足している。よって、衛生環境及び防火体制の整備に寄与する観点から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市上魚町39

鳥取市役所農林水産部農村整備課

鳥取市国府町宮下1221

鳥取市役所国府町総合支所産業建設課

鳥取県告示第131号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に総合的見地からした設計によって建築される建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第8項の規定により次の通り告示する。

平成27年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

1 申請者

東伯郡琴浦町大字徳万70-1

株式会社ソルヘム 代表取締役 伊藤 正

2 一の敷地とみなす一定の一団の土地の区域

(1) 位置 東伯郡琴浦町大字逢東123-1、123-15、123-16、123-18、126、127-2、125-3、124-1

(2) 面積 6,961.51平方メートル

3 建築物の数

- (1) 認定に係る建築物の数 4 棟
 (2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし

4 認定に係る主たる建築物の用途、構造及び規模

- (1) 用途 高齢者グループホーム 寄宿舎
 (2) 構造 木造
 (3) 規模 1 階建
 建築面積 2,162.98 平方メートル
 延べ面積 2,088.28 平方メートル

5 関係図書の縦覧場所

倉吉市東巖城町 2
 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

鳥取県告示第132号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人昌生会	訪問看護ステーション新田	米子市中島二丁目 1-54	平成 27 年 2 月 25 日	平成 27 年 4 月 21 日	訪問看護

鳥取県告示第133号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人昌生会	訪問看護ステーション新田	米子市中島二丁目 1-54	平成 27 年 2 月 25 日	平成 27 年 4 月 21 日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第134号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社アール&エス	ケアプランセンターきらり	鳥取市賀露町南一丁目1-35	平成27年3月1日

鳥取県告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人さとに田園クリニック	さとに訪問看護ステーション	鳥取市里仁54-2	平成27年3月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社アール&エス	ケアプランセンターきらり	鳥取市賀露町南一丁目1-35	平成27年2月20日	平成27年2月28日

鳥取県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年3月6日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所
 理 事 浜 本 明 敏 鳥取市賀露町北四丁目7-32
 平成26年11月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 石 黒 隆 夫 鳥取市賀露町南六丁目8-20

平成27年2月11日就任 任期平成30年10月3日まで

鳥取県告示第138号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成27年3月6日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
106	尾崎 章一	八頭郡智頭町大字西谷102-1	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	尾崎章一苗畑	八頭郡智頭町中原
107	声高 彦四郎	八頭郡智頭町大字西谷255	〃	声高彦四郎苗畑	八頭郡智頭町西谷
205	長谷川 陽治	鳥取市用瀬町屋住276	〃	長谷川陽治苗畑	鳥取市用瀬町屋住

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第9号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成27年3月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,530
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,646
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,076
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,111
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,219
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,482
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,703
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,432

八頭郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	8,287
東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	16,013
西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	12,078
日野郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	3,496